

浪速区スクールインターンシップ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浪速区役所（以下「区役所」という。）が浪速区内及び近隣に所在する大学、専門学校（以下「教育機関」という。）と連携・協力をし、浪速区内の大阪市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において実施する教育活動の実習（以下「スクールインターンシップ」という。）の実施について必要な事項を定め、スクールインターンシップの適正な運営を確保することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 区役所は、スクールインターンシップを実施するため、教育機関と協定を締結しなければならない。

(学生の実習資格)

第3条 スクールインターンシップにより研修を行う学生（以下「研修生」という。）は、在籍する教育機関から、スクールインターンシップに関する課程の履修が認められ、かつ、スクールインターンシップを受け入れる市立学校において実習の承認を受けなければならない。

2 スクールインターンシップを行うことができる者は、次に掲げる要件を備えたものに限る。

- (1) 区役所とスクールインターンシップに実施に関する協定を締結している教育機関に在籍する学生であること。
- (2) スクールインターンシップを行うことにより、在籍教育機関におけるインターンシップに関する課程を取得する意思のある者であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者はスクールインターンシップを行うことはできないものとする。

- (1) 伝染のおそれのある疾病又は実習を行ううえで妨げとなる精神障害のある者
- (2) 市立学校の正常な教育活動を妨げるおそれのある者
- (3) その他区役所及び教育機関が不適切であると判断した者

(実施申請及び派遣決定)

第4条 スクールインターンシップの実施を希望する市立学校は、所定の様式によりスクールインターンシップの実施を希望する旨を区役所に申請すること。

2 区役所は、前項により市立学校から申請があった時には、申請内容を審査し、適正であると認めたときは、教育機関と協議のうえ派遣に向けた調整を行う。

- 3 前項により協議が整った場合は、区役所から市立学校あてに研修生の派遣承認決定の旨を通知する。

(辞退等の届出)

第5条 教育機関又は市立学校は、スクールインターシップの派遣承認の決定後、やむを得ない事由によりスクールインターシップを実施することができない事態が生じたときは、区役所の同意を得て、スクールインターシップの実施の辞退又は期間等の変更することができる。

- 2 前項の規定により、スクールインターシップの辞退又は活動内容の変更が決定した場合は、当該申出を初めに行った者が、所定の様式によりその旨を区役所あてに提出しなければならない。

(誓約書の提出)

第6条 研修生は、別途定める誓約書を、スクールインターシップを実施する市立学校（以下実施校）に提出しなければならない。また、教育機関は、この制約の遵守について指導するものとする。

(報酬等)

第7条 区役所及び実施校は、研修生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費などの経済負担を行わないこととする。

(学生への指導)

第8条 教育機関は、浪速区が実施するスクールインターシップのための担当者を置き、スクールインターシップ実施計画の策定、研修生への実施前指導及び実施校との連絡等にあたらせなければならない。

- 2 実施校は、研修生の指導教諭を定め、研修生の指導にあたらせるとともに実習状態及び実習状況を的確に把握し、教育機関の指導に資するために教育機関が定める様式による資料等を作成するものとする。

- 3 区役所は、教育機関及び実施校と綿密な連絡をとり、スクールインターシップの適正な運営の確保に努めなければならない。

(学生の責務)

第9条 研修生は、教育機関及び実施校の指導に誠実に従わなければならない。

- 2 研修生はスクールインターシップ活動に際して知り得た情報（公開されているものをのぞく）を、第三者へ提供、または不当な目的での利用等をしてはならない。なお、活動終了後も同様とする。

(実施校の責務)

第10条 実施校は、教育機関の教育指導に資するため、研修生への指導を誠実に行わなければならない。

(事故責任等)

第11条 教育機関及び研修生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び個人賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 教育機関及び研修生は、研修生が故意又は過失をもって実施校又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(取消し)

第12条 区役所は、実施校におけるスクールインターシップの適正な運営を確保するため、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、スクールインターシップの派遣承認を取り消すことができる。

(1) 研修生が、第3条に規定する資格を欠くことが判明したとき。

(2) 実習期間中に、研修生が第9条の規定に違反したと認められるとき。

2 教育機関は、教育課程の適正な管理のため、実施校が実施期間中に、第8条第2項の規定に違反したと認められるときは、浪速区スクールインターシップの実施を取り消すことができる。

3 区役所は、第1項の規定により、派遣承認の取り消しをしようとするときは、あらかじめ実施校及び教育機関の意見を聴かななければならない。

4 教育機関は、第2項の規定により、実施の取り消しをしようとするときは、あらかじめ区役所の意見を聴かななければならない。

5 区役所は、第1項の規定により、派遣承認の取り消しをしたときは、文書により実施校及び教育機関に通知しなければならない。

(終了通知)

第13条 実施校は、スクールインターシップが終了したときは、所定の様式により区役所に提出しなければならない。

2 区役所は、前項の規定により実施報告書の提出があったときは、速やかに、所定の様式により教育機関に報告しなければならない。

(調査)

第14条 区役所は、スクールインターシップの実施状況等について必要があるときは、教育機関から報告書を求めることができる。

2 教育機関は、スクールインターシップの実施状況等について必要があるときは、区役所から報告を求めることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に掲げるもののほか、スクールインターンシップについて必要な事項は、浪速区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。

この改正要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。